

高砂市社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の円滑な実施を行うため、利用者負担の軽減を実施する旨を申し出た市町村又は社会福祉法人等（以下「軽減法人等」という。）が、生計の困難な者及び生活保護受給者に対して、介護保険サービスの利用者負担額の軽減を行う事業（以下「軽減事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(軽減対象者)

第2条 介護保険サービスの利用者負担の軽減を受けることができるもの（以下「軽減対象者」という。）は、本市が行う介護保険の要介護被保険者等（旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の者（ユニット型個室に入所している者を除く。）を除く。）であって、次の要件のすべてを満たす者のうち、その者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難な者として市長が認めたもの及び生活保護受給者とする。

- (1) 市町村民税非課税世帯であること。
- (2) 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- (3) 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- (4) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- (5) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- (6) 介護保険料を滞納していないこと。

(軽減法人等)

第3条 利用者負担の軽減を実施することができる軽減法人等は、軽減事業に係る利用者負担の軽減を行うことを当該軽減法人等が介護保険サービスを提供する事業所及び施設（以下「軽減事業所等」という。）の所在地の都道府県知事及び保険者たる市町村長に申し出たものとする。

(対象サービス)

第4条 軽減対象者が利用者負担の軽減を受けることができる介護保険サービス（以下「対象サービス」という。）は、軽減法人等が行う次のサービス（第2号から第9号まで及び第11号のサービスにあっては、区分支給限度基準額を超えないものに限る。）とする。

- (1) 介護福祉施設サービス
- (2) 訪問介護及び介護予防訪問介護
- (3) 通所介護及び介護予防通所介護
- (4) 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護
- (5) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- (6) 夜間対応型訪問介護
- (7) 地域密着型通所介護
- (8) 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護
- (9) 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護
- (10) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- (11) 複合型サービス

(軽減内容等)

第5条 軽減の対象とする費用及び減額割合は、それぞれ別表に定めるとおりとする。ただし、短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス又は介護予防短期入所生活介護に係る食費及び居住費（滞在費）の軽減については、介護保険制度における特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限る。

(申請)

第6条 介護保険サービスの利用者負担の軽減を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、対象サービスを利用するまでに、「社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書」（以下「申請書」という。）に必要な書類を添えて市長に申請するものとする。ただし、やむを得ないものと認められる事情があり、かつ、軽減事業所等が利用者負担の軽減を承認する場合は、対象サービスの利用後に当該申請を行うことを妨げない。

(認定)

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、申請者が第2条各号に掲げる要件に該当するかどうかを審査決定の上、「社会福祉法人等利用者負担軽減対象決定通知書」（以下「決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の通知を行う場合において、軽減対象者として承認された者については、決定通知書と併せて「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」（以下「確認証」という。）を交付する。

(確認証)

第8条 確認証の有効期限は、申請日の属する年度の翌年度の7月31日まで（申請日が4月から7月までの間にあっては、申請日の属する年度の7月31日まで）とする。

(確認証の返還)

第9条 確認証の交付を受けた者が、本市が行う介護保険の被保険者資格を喪失した場合のほか、本要綱に定める要件に該当しなくなった場合には、当該確認証を速やかに返還しなければならない。

(確認証の提示)

第10条 軽減対象者は、対象サービスを利用する場合、あらかじめ当該サービスを提供する軽減事業所等に確認証を提示するものとする。ただし、申請中その他あらかじめ確認証を提示することができない場合は、確認証が交付された後速やかに提示するものと

する。

(利用者負担)

第11条 軽減対象者は、対象サービスの提供を行う軽減事業所等に対し、確認証に記載されたところにより軽減された利用者負担額等を支払うものとする。

(不正利得の返還)

第12条 偽りその他不正の行為によって本要綱に基づく対象サービスに係る利用者負担の軽減を受けた者があるときは、市長は、軽減法人等と協議の上、軽減額の全部又は一部を当該軽減を受けた者から軽減法人等に返還するよう求めるものとする。

(軽減法人等に対する助成)

第13条 市長は、軽減法人等が本要綱に基づき軽減対象者に係る利用者負担の軽減を行った場合、別に定めるところにより、当該軽減法人等に対し軽減に要した費用の一部を助成するものとする。

(他制度との適用関係)

第14条 「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について(平成12年5月1日付老発第474号厚生省老人保健福祉局長通知)」別添1の障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業との適用関係については、障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置を行った後の利用者負担額に対し本要綱による軽減を行うものとする。

2 高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費並びに高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費との適用関係については、本要綱による軽減を行った後の利用者負担額に対し高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費並びに高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費の支給を行うものとする。この場合において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスを利用する利用者負担第2段階の者(介護保険法第51条の3第2項第1号及び第61条の3第2項第1号に規定する食費の負担限度額(平成17年厚生労働省告示第413号)の表4の項及び5の項に規定するものをいう。)のサービス費に係る利用者負担については、高額介護サービス費の見直しにより、本事業に基づく軽減を上回る軽減がなされることになるから、事業主体の負担に鑑み、当該部分について本事業の軽減対象としないものとする。

3 特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費との適用関係については、特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費の支給を行った後の食費及び居住費に対し本要綱による軽減を行うものとする。

(委任)

第15条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 21 年 4 月の介護報酬改定に伴う特例措置)

2 平成 21 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間における第 4 条に規定する対象サービスに係る利用者負担額の減額割合の適用については、別表中「1／4（老齢福祉年金受給者は 1／2）」とあるのは「28%（老齢福祉年金受給者は 53%）」と読み替えることとする。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第5条関係）

対象サービス	軽減対象費用	減額割合
介護福祉施設サービス	(1) 旧措置入所者（ユニット型個室に入所している者）で利用者負担割合が5%以下であるもの及び生活保護受給者 居住費 (2) 利用者負担第2段階の者 食費、居住費 (3) 前2号以外の者 利用者負担額、食費及び居住費	
訪問介護及び 介護予防訪問介護	利用者負担額	
通所介護及び 介護予防通所介護	利用者負担額及び食費	
短期入所生活介護及び 介護予防短期入所生活介護	(1) 生活保護受給者以外 利用者負担額、食費及び滞在費 (2) 生活保護受給者 個室の滞在費	1／4 (老齢福祉年 金受給者は 1／2)
定期巡回・隨時対応型訪 問介護看護	利用者負担第1段階の者及び第3段階 の者の利用者負担額	
夜間対応型訪問介護	利用者負担額	
地域密着型通所介護	利用者負担額及び食費	
認知症対応型通所介護 及び介護予防認知症対応 型通所介護	利用者負担額及び食費	生活保護受給 者の個室の 居住費（滞 在費）10 ／10
小規模多機能型居宅介護 及び介護予防小規模多機 能型居宅介護	(1) 利用者負担第2段階の者 食費、宿泊費 (2) 前号以外の者 利用者負担額、食費及び宿泊費	
地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	(1) 旧措置入所者（ユニット型個室に入所している者）で利用者負担割合が5%以下であるもの及び生活保護受給者 居住費 (2) 利用者負担第2段階の者 食費、居住費 (3) 前2号以外の者 利用者負担額、食費及び居住費	
複合型サービス	(1) 利用者負担第2段階の者 食費、宿泊費 (2) 前号以外の者 利用者負担額、食費及び宿泊費	